令和７年度 SNS 等を活用した外国人旅行者向けマナー啓発広告配信事業に係る
プロポーザル実施要領

本事業では、県内の特定の時期・時間・場所において確認されている各種課題を未然に防ぐため、文化や価値観の異なる外国人旅行者を対象に、SNS 等を活用してマナー啓発を行うことで、外国人旅行者のマナー定着や地域の負荷軽減、観光客の満足度向上を図ることを目的とし、「令和７年度 SNS 等を活用した外国人旅行者向けマナー啓発広告配信事業」について、プロポーザル参加事業者を募集します。

１　委託業務

(1) 業務名

令和７年度 SNS 等を活用した外国人旅行者向けマナー啓発広告配信事業

(2) 業務内容

別添「仕様書（案)」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和８年３月 31 日まで

２　提案上限額

3,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

３　プロポーザルへの参加条件

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、次の要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 石川県競争入札参加者資格（物品等）に、令和７年６月 13 日(金)時点で登録されているものであること。

<石川県競争入札参加者資格（物品等）に登録されていない方>

※石川県競争入札参加者資格（物品等）の申請方法
「平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号)」に基づき、令和 7 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、下記 HP を確認の上、令和７年５月 30 日（金）までに、競争入札参加者資格申請手続きを済ませ、６月 13 日（金）までに競争入札参加資格者名簿への登録を受けておくこと。

【令和６・７年度における競争入札参加者資格審査申請（随時受付)】
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/shikaku/shikaku6-7_buppin3.html
【申請先】石川県総務部管財課用度グループ　TEL (076)225-1262

(2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であ

ること。
(4) 類似業務の受注実績が過去５年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

４　選考の流れ

項　目	期　限
① 実施要領等の公表	令和７年５月 21 日（水）
② 質問の受付	令和７年５月 26 日（月）正午まで
③ 参加申込書の受付	令和７年５月 30 日（金）正午まで
④ 企画提案書の受付	令和７年６月 ６日（金）正午まで
⑤ 書面審査及び結果の通知	令和７年６月 13 日（金）［予定］

５　説明会の開催、質問の受付及び回答

(1) 説明会の開催

説明会は開催しない。

(2) 質問票の提出方法

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票(様式 1）に内容を記入の上、以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【質問票提出】令和７年度 SNS 等を活用した外国人旅行者向けマナー啓発広告配信事業」とすること。なお、面接又は電話での質問には応じない。

【宛先】石川県国際観光課　企画推進グループ宛
k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 質問票の受付期限

令和７年５月 26 日（月）正午まで

(4) 回答方法

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付する。なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

(5) 質問回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれをあるものを除き、随時、石川県ホームページ内の以下のページにて公開する。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp//kokukan/documents/manner.html

６　参加申込書の受付

(1) 提出書類（以下２点[ア、イ]）

ア　参加申込書（様式 2）

イ　会社概要及び業務実績（様式 3）

(2) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【参加申込書提出】

令和７年度 SNS 等を活用した外国人旅行者向けマナー啓発広告配信事業」とすること。
【宛先】石川県国際観光課　企画推進グループ宛
k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 提出期限
令和７年５月 30 日（金）正午まで

(4) 備考
電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付する。

7　企画提案書の作成

企画提案書は１者につき１案のみとし、以下の要領により作成すること。

(1) 形式

・サイズ：Ａ４（縦）
・頁　数：２０頁以内（表紙含む）
※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。
・文　字：本文１１ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く）

(2) 業務実施内容

・別紙「仕様書（案）」に基づいた企画案とすること。仕様書によらない企画案も受け付ける。但し、仕様書の事業項目のうち、企画案に含めないものがある場合は、その理由を記入すること。

(3) 企画提案内容

・以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）
（ⅰ）企画提案者の概要
（ⅱ）企画提案内容
・業務内容
・スケジュール及び業務実施体制

(4) 再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）

・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額を記載すること。（様式不問）
（業務範囲に旅行業に該当する行為を含む場合は、旅行業の登録番号）
・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記（ⅰ）～（ⅲ）が明確に判断できるようにすること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（ⅱ）に限る。
（ⅰ）「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
（ⅱ）「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。
（ⅲ）「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）

・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

(5) 参考見積及びその内訳

・経費の見積には、提案内容に係る全ての費用を含むこと。（ただし、仕様書案で費用に含まない旨の記載があるものは除く。）それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。

(6) その他

・企画書には提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を一切記載しないこと。

※「企画書の表記等で提案者が特定できないようにし、公正な審査が行える環境を整える」という、本注意事項の趣旨を踏まえ、企画書を作成すること。

８　企画提案書の受付

(1) 提出書類（以下２点［ア、イ］）

ア　企画提案書の提出について（様式 4）

イ　企画提案書（様式任意。ただし「７　企画提案書の作成」の内容を条件とする。）

(2) 提出形式

・「８（１）提出書類」の「ア、イ」２点について、以下のとおり、「郵送」及び「電子データ」にて提出すること。

【郵送】

ア　企画提案書の提出について（様式 4）　　１部

イ　企画提案書（様式任意、A4 版、20 頁以内）　　８部

（内訳：（ⅰ）提案者名の記載があるもの：２部
　　（ⅱ）提案者名の記載がないもの：６部）

【電子データ送付】

ア　企画提案書の提出について（様式 4）

イ　企画提案書

（内訳：（ⅰ）提案者名の記載があるもの
　　（ⅱ）提案者名の記載がないもの）

※データ量は原則 10ＭＢ以内に収めること。
10ＭＢを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(3) 提出方法

・以下の宛先にそれぞれ提出すること。

【郵送】

（送付先）〒920-8580 石川県金沢市鞍月１丁目１番地
石川県文化観光スポーツ部国際観光課　企画推進グループ　宛

※「【企画提案書提出】令和７年度 SNS 等を活用した外国人旅行者向けマナー啓発広告配信事業」在中と記載すること

【電子データ送付】

（宛先）石川県国際観光課　企画推進グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp （ TEL 076-225-1124 ）

提出の際は、件名を「【企画提案書提出】令和７年度 SNS 等を活用した外国人旅行者向けマナー啓発広告配信事業」とすること。また、メール送信後に送信した旨を提出先に電話すること。

(4) 受付期限

令和７年６月６日（金）正午まで

(5) 留意事項

ア　企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、プロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

イ　期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。

ウ　提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出及び差替は、一切認めない。

エ　石川県国際観光課から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

９　審査方法

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) 書面審査

ア　審査方法

審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

イ　審査基準

審査項目	評価基準	配点
１．業務内容の理解度	（１）　事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか。 （２）　事業主体の要請する内容を満たしているか。	各５点
２．提案内容の独創性	（１）　提案された手法・メニューに創造性があるか。 （２）　提案された手法・メニューに十分な効果が見込まれるか。	各５点
３．提案内容の適格性	（１）　提案された手法・メニューの実現可能性はあるか。 （２）　提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。	各５点
４．業務遂行の確実性	（１）　事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 （２）　事業実施スケジュールは妥当か。	各５点

(3) その他の事項

ア　参加者が１者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。

イ　審査結果については別途通知するが、審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

ウ　次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと

・提出書類に虚偽の記載を行うこと
・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10　企画提案書の審査結果及び採否、契約の締結等

(1) 企画提案書の審査結果及び採否、通知

企画提案書の採否及び通知については、企画提案書の提出期限の日から概ね 1～2 週間以内に応募者全員に対し文書により通知する。

(2) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と石川県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で石川県と契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(3) 契約金額の確定

契約金額は、(2)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(4) その他

受託候補者と石川県との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

石川県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。